

賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）	
当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害 ^{第11条} または財物の滅失、破損もしくは汚損 ^{第12条} （以下「事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従って、保険金を支払います。 ^(注1) 身体の障害 傷害または疾病をい、これらに起因する障害または病気をさす。 ^(注2) 財物の滅失、破損もしくは汚損 毀損の賠償を有する種類の滅失、破損または汚損をい、紛失または盗取もしくは滅失されることをさす。	
第2条（損害の範囲および支払保険）	
(1) 当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限るものとします。	
損害賠償金の区分	損害賠償金の範囲
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^{第13条} をいいます。
② 損害防止費用	第23条（事故発生時の義務および訴訟ADRの活用）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全に使用	第23条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、運送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条（損害賠償の請求を受けた場合の権利）(1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(2) 当社が、支払うべき保険金の額は、(1)⑤および⑥を除き、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

保険金の額

 =

 (1)①から④までの規定により計算した損害の額

 −

 保険証券記載の免責金額

(3) (1)①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、(1)⑥の争訟費用について当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。

(1)⑥の争訟費用

 ×

 支払限度額
 (1)①の損害賠償金の額

^(注) 損害賠償金の額
 損失により支出された費用が支払限度額の範囲内を多すぎず、また、被保険者が賠償請求権者に対して損害賠償を支出したことにより賠償するものがある場合は、その範囲を指します。

第3条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日（以下「始期」といいます。）の午後4時^{第10条}に始まり、末日（以下「終期日」といいます。）の午後4時^{第10条}に終わります。

(2) (1)の終期は、日本国の標準時によるものとします。
^(注) 午後4時
 標準時とこれと異なる地域に所在している場合は、その地域とします。

第4条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 保険期間がたった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で定められている場合を除き、当社は、始期日から保険料納期までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内（保険証券にこれと異なる国または地域が記載されているときは、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- 証券適用地域以外の法令に基づく損害賠償責任
- 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第6条（保険金を支払わない場合）

当社は、悪戯であると同様であると考えず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者または被保険者^{第11条}の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実もしくは暴動^{第12条}または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体^{第13条}もしくは固体の漏れ、流出もしくは漏れに起因する損害賠償責任。ただし、不審かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般建築上の利用に供されるラジオ・アイソトープ^{第14条}の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

^(注1) 保険契約者または被保険者
 保険期間中に被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務執行するその他の機関をいいます。
^(注2) 騒擾
 騒擾とは多数の者の集まりの混乱によって、全国または一部の地区において、数ヶ月にわたって、治安維持上重大な困難と認められる状態をいいます。
^(注3) 液体
 塩、酸、じん、等をさす。
^(注4) ラジオ・アイソトープ
 ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらに相当する放射性物質をいいます。

第7条（告知義務）

- 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下「保険申込書」といいます。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (2)に規定する事実がなくなった場合
- 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^{第11条}
- 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出（以下「訂正の申出」といいます。）て、当社にこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めることに限り、これを承認するものとします。
- 次のいずれかに該当する場合
 - 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - 保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険^{第12条}に関する重要な事実と関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、この保険契約と全部または一部に対しては賠償責任に関しである他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）に関する事項については、(2)の規定を適用します。

(5) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づき発生した事故による損害については適用しません。
^(注1) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 当社が当社に保険契約の締結が履行するが、事実を告げたことがない場合は、事実を告げたこともしくは事実と異なることを告げたことをいいます。
^(注2) 訂正の申出
 この普通保険約款に付帯される特約が保険料を決定する事項の申出をさす。
^(注3) 危険
 損害の発生を指します。

第8条（通知義務）

- 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^{第11条}が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、真実に帰することのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (1)の事実がある場合^{第12条}には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - (1)の事実が生じた時から5年を経過した場合

(4) 保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づき発生した事故による損害については適用しません。
^(注1) 保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が対する書面においてこの条の適用がある事実として告げたものに於ける事項に限ります。
^(注2) (1)の事実がある場合
 (4)ただし、過失が原因となる場合を除きます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約に関する調査）

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査をすることができます。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^{第13条}を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

^(注) 未払込保険料
 解約までの期間中に支払ってもいれるべき期間のうち、支払がなされていない保険料をいいます。

第14条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することとはできません。
 - 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合^{第13条}
- ^(注) 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定の払込みを怠った場合
 当社が、保険契約に基づいて保険料を請求したにもかかわらず相当の期間にその払込みがなかった場合に限ります。

第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - 反社会的勢力^{第11条}に該当すると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力^{第11条}がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力^{第11条}と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ①から③までに事するもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^{第12条}を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時に既に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- (1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - (1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- ^(注1) 反社会的勢力
 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他その団体の勢力をいいます。
^(注2) この保険契約
 被保険者が被取である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、何れに向かってもその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

- 保険料が、償金、入場券、預収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を精算するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
 - 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間を限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を調査することができます。
 - (1)および(2)の資料に基づいて計算された保険料^{第17条}と既に精収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を返還またはは請求します。
 - この約款において、償金、入場券、預収金または売上高とは次の定義に従うものとしす。
 - 償金とは、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をい、その名称をいいません。
 - 入場券とは、保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
 - 預収金とは、保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が精収すべき税込額の総額をいいます。
 - 売上高とは、保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の対価に相当の総額をいいます。
- ^(注) (1)および(2)の資料に基づいて計算された保険料
 保険証券記載の保険料に達しない場合は、その差額を指します。

第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することができます。

損害賠償金の区分	損害賠償金の範囲
① 第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）(1)の事実が発生した場合	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が償金、入場券、預収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額^{第18条}を返還または請求します。 ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額^{第18条}を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × $\frac{\text{未經過日数}}{365}$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額^{第18条}のいずれか低い額を返還します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × $\frac{\text{未經過日数}}{365}$ × 既に払い込まれた保険料 − 保険証券記載の最低保険料

③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承諾の請求を行い、当社がこれを承諾する場合	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賞金、入金者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。 ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{未経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}\right)$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれか低い額を返還します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}\right)$ (イ) $\frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}\right)$
--	--

(注1) 算出した額
保険契約者が保険契約の取り消しを求め、第9条（保険料の返還）(1)の規定に基づき算出した額を返還し、返還した額を請求します。

(注2) 短期料率
別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別項に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の有効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{\text{未経過日数}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) (1)にかかわらず、保険料が賞金、入金者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最終保険料の効力がないものとして計算します。

第20条（保険料の返還—取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）

(1) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険料額に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別項に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）(2)、第8条（告知義務）(2)、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険料額に付帯される特約のうち、または特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{\text{未経過日数}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

② 第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}\right)$ イ、 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}\right)$
--	---

(2) (1)にかかわらず、保険料が賞金、入金者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が無効または失効となる場合には、第17条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

(注) 短期料率
別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、訂正の申出または通知事項等の変更の承諾によって保険契約の内容を変更すべき期間の初日（以下「変更日」といいます。）から追加保険料精算までの期間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社が請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料精算までの期間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険料額、特別保険料および特約にない、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況 イ、事故発生の日時、場所および事故の状況 ウ、損害賠償の請求を求めた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができるときには、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求 ^(注1) を求めた場合には、あらかじめ当社の承諾を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または搬送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求 ^(注1) についての秘密を保持し、または漏洩された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について遅滞なく当社に通知すること。 ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提供し、また当社が行う調査の遂行に協力すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合は(1)②の事項に事実と異なる事項を、もしくはその意味もしくは証拠を偽造しもしくは改ざんした場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求
被害者に対する損害賠償請求の請求をいいます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容
他の保険契約等から保険金または賞金の受取を受ける場合には、その事項を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

(1) 当社は、必要と認められた場合は、被保険者に対して自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく、(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下ときは、当社は、この保険契約の支払責任^(注1)を支払保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次の定められた支払保険金の額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	この保険契約の支払責任 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた差額。ただし、この保険契約の支払責任 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任
それぞれの保険契約等における損害として、他の保険契約等における損害の額として支払われた支払保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額
それぞれの保険契約等における損害の額として、他の保険契約等における損害の額として支払われた支払保険金または共済金の額をいいます。

第26条（保険金の請求）

(1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

(2) 当社に対する保険金の請求者は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の範囲について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、半端が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは審判による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとなります。

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の事項または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

区分	損害賠償請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書	
② 当社の定める事故状況報告書	
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の範囲を示す示書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	
④ 死亡に際して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿	
⑤ 後遺障害に際して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および遺失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	
⑥ 損害または疾病に際して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類	
⑦ 他人の身体や物の滅失、毀損または消滅に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の鑑定評価に関する書類、修理等に要する費用の見積書 ^(注1) および被害が生じた物の写真 ^(注2)	
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められた事項	

(4) 当社は、事故の内容または損害の範囲に、保険契約者または被保険者に対して、(3)に定めるもののほかの事項もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは改ざんした場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 保険金の請求額は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 見積りに要する費用の範囲
既に支払われた場合はその範囲とします。

(注2) 写真
証拠写真をいいます。

第27条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を支払うための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治

療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の権利および取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を算定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別保険金または損害が不可欠な場合には、(1)の通知にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

区分	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による鑑定等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域に所在する(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外に対する調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に照らして明らかでない場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別保険金または損害を算出した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間中に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を拒否し、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって損害が拡大した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5) (1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者が第26条（保険金の請求）(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数
損害の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく鑑定を弁護士に委託する場合があります。

(注4) これに応じなかった場合
必要と認められた場合は、その事項を含みます。

第28条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の権利^(注1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その権利は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「権利移転」を限度とします。

区分	権利移転
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した権利の全額
② (1)以外の場合	被保険者が取得した権利の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する権利は、当社に移転した権利よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の権利
損害賠償請求権その他の権利をいいます。

第29条（先取特権）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事項にかかわる損害賠償請求権者は、第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合、ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の同意により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者

に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が領した金額を限度とします。

(3)第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金に力かする保険金請求権^③は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、同条(1)①の損害賠償金に力かする保険金請求権^③を譲渡の目的とし、また(1)②③の場合を除いて差し控えることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合は除きます。

(3) 保険金請求権
第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払保険金が、第29条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金に力かる保険金と被保険者が第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)②から④までの規定により当社に対して請求することができる費用に力かる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとしす。

第31条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を管理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は通常してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとしす。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この契約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表			
保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

賠償責任保険追加特約

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、当社が保険金を支払う損害は、その損害が偶然に生じた場合に限ります。

第2条（被保険者相互の関係）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約の規定は、それぞれの被保険者に対して別段にこれを適用せず、被保険者相互を第三者と見なしません。

第3条（保険金を支払わない場合－アスベスト損害）

当社は、固着であると固着であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害^④に対しては、保険金を支払いません。

① 石棉（アスベスト）、石棉製品、石棉繊維または石棉粉塵（以下「石棉等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸入

② 石棉等への曝露による疾病

③ 石棉等の希釈または放散

(3)賠償責任を負担することによって被る損害
いかなる場合においても、訴訟に提起された後において認められる場合に限り、その賠償があったとの申し立てに基づいて被る損害として賠償請求の対象となる場合を除きます。

第4条（短期料率表）

普通保険約款第3条（保険責任の時期および時期）(1)に規定する保険期間が1年を超える場合は、普通保険約款別表「短期料率表」をこの特約の別表に掲げる短期料率表に振り替えて適用します。

第5条（保険料の精算）

(1)普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)の場合のほか、保険料が、完成工事高、延動加入数、延動員人数または販売トン数に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後速速なく保険料を精算するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2)この特約において、完成工事高、延動加入数、延動員人数および販売トン数とは、それぞれ次の定義に従うものとしす。

① 完成工事高とは、保険期間中に、被保険者が行った保険正務記載の工事・仕事に対する労対価の総額をいひ、売上高を含みます。

② 延動加入数とは、保険期間中に、保険正務記載の業務・行事に動員した動員者の延人数をいひます。

③ 延動員人数とは、保険期間中に、保険正務記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数をいひます。

④ 販売トン数とは、保険期間中に、保険正務記載の業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいひます。

(3)普通保険約款第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）②および③、同第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)ならびに同第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）(2)の規定中、「責金、入場者、徴収金または売上高」とあるのは、「責金、入場者、徴収金、売上高、完成工事高、延動加入数、延動員人数または販売トン数」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表

保険期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
年間保険料に対する割合	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険期間	13か月 まで	14か月 まで	15か月 まで	16か月 まで	17か月 まで	18か月 まで	19か月 まで	20か月 まで	21か月 まで	22か月 まで	23か月 まで	24か月 まで
年間保険料に対する割合	105%	116%	125%	133%	141%	150%	158%	166%	175%	183%	192%	200%

保険期間	25か月 まで	26か月 まで	27か月 まで	28か月 まで	29か月 まで	30か月 まで	31か月 まで	32か月 まで	33か月 まで	34か月 まで	35か月 まで	36か月 まで
年間保険料に対する割合	205%	216%	225%	233%	241%	250%	258%	266%	275%	283%	292%	300%

保険期間	37か月 まで	38か月 まで	39か月 まで	40か月 まで	41か月 まで	42か月 まで	43か月 まで	44か月 まで	45か月 まで	46か月 まで	47か月 まで	48か月 まで
年間保険料に対する割合	305%	316%	325%	333%	341%	350%	358%	366%	375%	383%	392%	400%

保険期間	49か月 まで	50か月 まで	51か月 まで	52か月 まで	53か月 まで	54か月 まで	55か月 まで	56か月 まで	57か月 まで	58か月 まで	59か月 まで	60か月 まで
年間保険料に対する割合	405%	416%	425%	433%	441%	450%	458%	466%	475%	483%	492%	500%

保険料大口分割払特約

「用語の説明」	
この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。	
用語	説明
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいひます。
分割保険料	保険料を保険正務記載の回数に分割した金額であって、保険正務に記載された金額をいひます。
分割追加保険料	追加保険料を変更保険約款の回数に分割した金額であって、変更保険約款に記載された金額をいひます。
保険料払込期日	保険正務記載の払込期日をいひます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

追加保険料払込期日	変更保険約款記載の払込期日をいひます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいひます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいひます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいひます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を徴収することをいひます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいひます。
請求日	当社が追加保険料を請求した日をいひます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次の定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社にこれを引き受けるときに付帯されます。

① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。

② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

(1)保険契約者は、保険料を保険正務記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

分割回数	分割金額	分割回数	分割金額
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。		
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。		

(2)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が払込期日の属する月の翌月末日までであるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日^⑤をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めによるべき事由による場合は除きます。

(3) 第3回分割保険料の保険料払込期日
分割回数②回の場合は、第2回分割保険料の保険料払込期日の属する月の翌月末日とします。

第3条（保険料領収前の事故）

(1)保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料請求までの間に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。

(2)保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。

(3)(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^⑥が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(3) この規定
第3条（普通保険約款の準則）(3)③の規定ならびにこの保険契約に付帯する他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込方法）

(1)この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

分割回数	分割金額	分割回数	分割金額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込む必要があります。		
② 契約条件変更の申出を承諾する場合の規定に従い請求した追加保険料			

(2)(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更保険約款の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

分割回数	分割金額	分割回数	分割金額
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。		
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。		

(3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

(1)第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約が解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料請求までの間に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2)第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料請求までの間に生じた事故による損害または被害に対しては、契約条件変更の承認の請求が行ったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3)追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。

③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^⑦が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(3) この規定
第3条（普通保険約款の準則）(3)③の規定ならびにこの保険契約に付帯する他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える場合を除きます。

第6条（当社による保険契約の解除）

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日^{⑧(1)}の属する月の翌月末日まで、その保険料払込期日^{⑧(1)}に払い込まれるべき分割保険料^{⑧(2)}の払込みがない場合

② 保険料払込期日^{⑧(1)}までに、その保険料払込期日^{⑧(1)}に払い込まれるべき分割保険料^{⑧(2)}の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日^{⑧(3)}までに、次回保険料払込期日^{⑧(3)}に払い込まれるべき分割保険料^{⑧(2)}の払込みがない場合

(2)(1)の解除は、次の時から、それぞれ書面に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料^{⑧(2)}を払い込むべき保険料払込期日^{⑧(1)}または満期日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日^{⑧(3)}または満期日のいずれか早い日

(2) 1) 保険料払込期日
第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を指します。

(2) 2) 分割保険料
第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を指します。

(2) 3) 次回保険料払込期日
第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を指します。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料当分の集金手続を行いつつる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料徴収前の事故）
保険料徴収が完了した後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分保険料徴収までの間に生じた事故による損害または被害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）
当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）
第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から従来にわたってのみその効力を生じます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると同様であると考えず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた行為^①に起因する賠償責任
 - 被保険者による窃用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 最初の不当行為が保険期間満期前になされ、その結果または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の代理により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- (注) ①行為は故意を要します。

第3条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社への補償範囲により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第6章 広告宣伝活動による権利侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、普通保険約款第3条（賠償責任の範囲および期間）(1)に規定する保険期間中に、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償範囲に従って、保険金を支払います。
- (2)(1)にいう広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。
- 名義盗用またはプライバシーの侵害
 - 著作権、表題または商標の侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると同様であると考えず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 事実と反することを知りながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
 - 商標、商号、営業上の表示等の侵害^①によって生じた賠償責任
 - 営業秘密の漏りによって生じた賠償責任
 - 被保険者の業務が放送、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- (注) ①営業上の表示等の侵害は、複製または模倣が限られます。

第3条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社への補償範囲により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第7章 使用不能損害拡張補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、普通保険約款第3条（賠償責任の範囲および期間）(1)に規定する保険期間中に、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物^①を滅失、破損もしくは引損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「使用不能損害」といいます。）に対して、この補償範囲に従って、保険金を支払います。
- (2)この補償範囲において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。
- 財物
財産的価値を有する有体物をいいます。
 - 財物を使用不能にする
その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいいます。収益を減少させることを含みます。

- (注) ①他人の財物
被保険者が所有、所有または管理する財物を指します。

第2条（保険金を支払わない場合—その1—）

- 当社は、直接であると同様であると考えず、次のいずれかに該当するものを使用不能にした^①ことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」
 - 特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または仕品の目的物
- (注) ①使用不能にした
滅失、破損もしくは引損したことによって使用不能にした場合を指します。

第3条（保険金を支払わない場合—その2—）

- 当社は、直接であると同様であると考えず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した財物使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その3—）

- (1)当社は、直接であると同様であると考えず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 生産物または仕品の結果が所収の瑕疵または性能を発見しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にした^{①②}ことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕品の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として瑕疵または性能が発見されなかったことに起因する場合は除きます。
 - 生産物または仕品の結果が所収、原料材料または部品等として使用された^{③④}財物を使用不能にした^{⑤⑥}ことに起因する賠償責任
 - 生産物の緊急修理等^{⑦⑧}もしくはその部材である場合または仕品の結果が緊急修理等^{⑨⑩}の廃止、修理、検査等である場合に、緊急修理等^{⑪⑫}により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にした^{⑬⑭}ことに起因する賠償責任
- (2)(1)の規定のほか、この補償範囲については、特別約款およびこの補償範囲に付帯される他の特約に定める保険金を支払わない損害の規定中、「滅失、破損もしくは引損」とあるのを、「滅失、破損、汚損または使用不能」と読み替えて適用します。
- (注1) 使用不能にした
滅失、破損もしくは引損したことによって使用不能にした場合を指します。
- (注2) 生産物または仕品の結果が所収、原料材料または部品等として使用された
生産物または仕品の結果が、特定の業務の遂行にコアティングを目的として製造または使用された場合であって、その目的のために使用された場合を指します。
- (注3) 緊急修理等
工場機械、製造機械、加工機械、生産ライン等、財物に起因する修理をいいます。

第5条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社への補償範囲により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第8章 来訪者財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する施設内で保管する^{①②}受託品が、保険期間中に滅失、破損もしくは引損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託品損害」といいます。）に対して、この補償範囲に従って、保険金を支払います。
- (2)当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、携帯品の盗取について被保険者が特法（明治32年法律第48号）第594条（場内営業者の責任）第2項に定める損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「携帯品損害」といいます。）に対して、この補償範囲に従って、保険金を支払います。
- (3)この補償範囲において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。
- 受託品
来訪者の財物をいいます。ただし、修理^{③④}または加工を目的とするもの、および自動車または新設機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を除きます。
 - 携帯品
施設に来訪者が携帯する財物をいいます。ただし、受託品および自動車等を除きます。
- (注1) 施設内で保管する
一時的に置いて保管する状態を指します。
- (注2) 修理
点検を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると同様であると考えず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金

- を支払いません。
- 受託品の滅失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が引損しまたは引損した盗取に起因する損害
 - 受託品が来訪者が引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損もしくは引損に起因する損害
 - 受託品に対する修理^⑤または加工等に起因して、受託品が滅失、破損もしくは引損したことによって被る損害
- (注) 修理
点検を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

- 当社が、第1条（保険金を支払う場合）により保険金を支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金の額は、受託品および携帯品を被害を受ける直前の状態に回復するまでに要する修理費のみとし、受託品が事故の生じた場所および時に、被害を受けていなければ有するであろう価値を超えないものとします。

第4条（受託品・携帯品の限定）

- 当社は、受託品または携帯品が次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
- 自動車等^①の内装または外装に搭載された財物
 - 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物
- (注) 自動車等
ガレージ庫で保管する軽自動車を除きます。

第5条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により受託品損害および携帯品損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、来訪者1名、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第9章 生産物自体の損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体に損害^{①②}または事故原因生産物^{③④}以外の財物の滅失、破損もしくは引損について法律上の損害賠償責任を負担するとき限り、被保険者が事故原因生産物^{⑤⑥}自体の滅失、破損もしくは引損によって事故原因生産物^{⑦⑧}について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この補償範囲に従って、保険金を支払います。

- (注1) 財物の損害
損害が身体に及ぶい、これに起因する結果損害は別に含みます。
- (注2) 事故原因生産物
事故の原因となる特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する生産物または部品に属する仕品の目的物を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると同様であると考えず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を滅失、破損もしくは引損した場合には、第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。
- 仕事の目的のための財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物
 - 生産物の部品、原料材料または部品等として使用された^{①②}財物
 - 生産物^{③④}を引いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物
- (注1) 生産物の部品、原料材料または部品等として使用された
生産物が、特定の業務の遂行にコアティングを目的として製造または使用された場合であって、その目的のために使用された場合を指します。
- (注2) 生産物
生産物の部品または原料材料の一部を構成している場合におけるその部品自体を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

- 当社への補償範囲により保険金を支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金の額は、事故原因生産物^①を被害を受ける直前の状態に回復するまでに要する修理費のみとし、事故原因生産物^②が事故の生じた場所および時に、被害を受けていなければ有するであろう価値を超えないものとします。

- (注) 事故原因生産物
事故の原因となる特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する生産物または部品に属する仕品の目的物を含みます。

第4条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。

- (2)当社への補償範囲により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第10章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因する普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が、普通保険約款第3条（賠償責任の範囲および期間）(1)に規定する保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承諾する初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償範囲に従って、初期対応費用保険金を支払います。
- 事故現場の保存に要する費用
 - 事故現場の取片付けに要する費用
 - 事故対応または原因を調査するために要した費用
 - 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用
 - 特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、特別約款第2章第7条（保険金を支払わない場合—その3—）および第2章第8条（保険金を支払わない場合—その4—）に規定する損害が発生した場合を除きます。
- (2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現場で支出した費用^①であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限りま。
- (注) 被保険者が現場で支出した費用
運輸費を含む費用に限りま。

第2条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により支払う初期対応費用保険金の額は、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

- この補償範囲については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「初期対応費用」と読み替えて適用します。

第11章 訴訟対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき損害に、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)②に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する当社が承諾する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償範囲に従って訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（訴訟対応費用）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用とは、被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。
- 被保険者の使用人の訴訟参加手当、交通費、宿泊費または娯楽費用
 - 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
 - 被保険者または外信の弁護士が事故を両当事者のための調停に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した費用を限度とし、事故後の訴訟参加手等を目的とする訴訟費用を含みません。
- (2)(1)に規定する訴訟対応費用は、被保険者が現場で支出した費用^①であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限りま。
- (注) 被保険者が現場で支出した費用
運輸費を含む費用に限りま。

第3条（支払限度額）

- (1)当社への補償範囲により支払う訴訟対応費用保険金の額は、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- この補償範囲については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「訴訟対応費用」と読み替えて適用します。

第1.2章 ブランドイメージ回復費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生し、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に定める保険金を支払う場合において、ブランドイメージの回復または失却防止に必要かつ有益な措置（以下「措置」といいます。）を講じるために、被保険者が当社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。
- (2)(1)に規定する「ブランドイメージ回復費用」とは、次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を含みません。
- ① 事故によって失った被保険者の商標、仕事または生産物の意匠等を回復させるための広告宣伝活動等（以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を決定するために第三者であるコンサルタントを活用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が発生した費用。ただし、事故の生じた経路、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣言または広告の費用に限るものとします。
 - ② 被保険者が他人の身体に被害^㉑について法上の損害賠償責任を負担する場合には、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを活用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が発生した費用。ただし、事故の生じた経路、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当社が(2)②に規定するブランドイメージ回復費用に対して保険金を支払うときは、身体に被害^㉑を被った者がその身体に被害^㉑を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を定めて180日以内に、入院し、重症後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。
- (注) ① 身体に被害^㉑ 被害および被害^㉑のないことに基づき被保険者および関係者を指します。

第2条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 入院
自宅等での治療^㉒が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療^㉒に専念することをいいます。
 - ② 後遺障害
治療^㉒の効果や医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない状態の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を代えている場合であっても、それを負担しに足りる医学的価値^㉓のないものを除きます。
 - ③ 重症後遺障害
後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。
- (注1) 治療
① 治療が困難である場合は、被害^㉑の程度をいいます。以下同様とします。が治療であると認め、医療行為が継続します。
- (注2) 医学的価値^㉓
整形外科医、神経科医、皮膚科医、眼科医等により認められる状態をいいます。

第3条（支払限度額）

- (1)当社が、この補償条項により支払うべきブランドイメージ回復費用保険金の額は、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社が、この補償条項により支払うべきブランドイメージ回復費用保険金の額は、1事故につき、別表5に記載の割合^㉔支払割合を乗じて得た額についてのみ保険金を支払います。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定や、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「ブランドイメージ回復費用」と読み替えて適用します。

第1.3章 不良完成品損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第2章第7条（保険金を支払わない場合—その3）の規定にかかわらず、被保険者が、完成品の滅失、破損もしくは引損によって被る損害（以下「不良完成品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)に規定する損害賠償金のうち、不良完成品損害によって被保険者が支払う損害賠償金に関しては、直後の即日費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^㉕については、保険金を支払いません。
- (注) 財物の使用不能に起因する損害賠償金^㉕
得た利益の損失に起因する損害賠償金を指します。

第2条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 生産物自体
特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物

- ② 完成品
生産物自体が完成し、原材料または部品等として使用された^㉖財物

(注) 生産物自体が完成し、原材料または部品等として使用された^㉖財物
生産物が、特定の製品の製造またはコーティングを目的として製造または加工された場合であって、その目的どおりに使用されるときを指します。

第3条（保険金を支払わない場合）

第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれにも該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 完成品を滅失、破損もしくは汚損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である。
- ② 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損もしくは引損していない状態となる。

第4条（費用の範囲）

当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥の費用については、第1条（保険金を支払う場合）により当社が保険金を支払うべき損害の即日費用に係る損害賠償金の、財物の滅失、破損もしくは引損によって被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金に対する割合によって、保険金を支払います。

第5条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第1.4章 不良製造品損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第2章第8条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物が製造機械等もしくはその部品である場合、製造品、加工品が滅失、破損もしくは引損したことにより被保険者が被る損害（以下「不良製造品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)に規定する損害賠償金のうち、不良製造品損害によって被保険者が支払う損害賠償金に関しては、直後の即日費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^㉕については、保険金を支払いません。
- (注) 財物の使用不能に起因する損害賠償金^㉕
得た利益の損失に起因する損害賠償金を指します。

第2条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の定義は、それぞれ次の定義によります。

- ① 製造機械等
他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいいます。工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
- ② 製造品・加工品
①の製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

第3条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第1.5章 国外流出生産物危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、国外流出生産物^㉗に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体被害または財物被害等について、被保険者が法上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って保険金を支払います。
- (注) 国外流出生産物
被保険者も日本国外の使用もしくは保管を目的とせず、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同様であるを問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険料期間満了後または解除後、1年以上経過したあとに行われた損害賠償請求

- ② 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、または授意によって被保険者以外の者により輸出された生産物
 - ③ 被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定められた、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物^㉘
 - ④ 次のいずれかに該当する生産物
ア、医薬品、医薬品、医薬品外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分
イ、航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類
ウ、たばこ
- (注) 被保険者が製造・販売または供給した生産物
被保険者、被保険者以外に使用される場合を指します。

第3条（支払保険金）

- (1)当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（普通保険約款の適用除外）

当社は、この補償条項の対象となる損害については、保険証券特約の適用除外にかかわらず、普通保険約款第5条（保険責任のおよびその他）に規定する証券適用地域を「全世界」とします。

第1.6章 基本条項

第1条（被保険者の範囲）

- (1)この保険契約において、被保険者は次のいずれかに該当する者を含みます。ただし、責任無能力者を含まれません。
- ① 保険証券に記載された被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の職員。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法上の損害賠償責任を負う場合に限り、
 - ③ 記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法上の損害賠償責任を負う場合に限り、
 - ④ 記名被保険者の従業員。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法上の損害賠償責任を負う場合に限り、
- (2)特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に定める損害については、(1)に定める被保険者の他、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者のすべての下請け事業者^㉙。ただし、記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される原料、材料、部品等を日本国内で製造することにより、法上の損害賠償責任を負う場合に限り、
 - ② 記名被保険者の生産物について、販売業務を遂行する者（以下「販売業者」といいます。）、ただし、記名被保険者の保険証券特約の生産物について販売業務を遂行したことにより、法上の損害賠償責任を負う場合に限り、
- (3)当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定は、賠償責任保険特約第2条（被保険者相互の権利）にかかわらず、それぞれの被保険者に対して、別個にこれを適用し、被保険者相互にそれぞれを第三者とみなします。
- (注) 下請け事業者
記名被保険者に対して原料、材料、部品等を納入した者を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、直接であると同様であるを問わず、販売業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因して、販売業者が法上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物に物理的損傷または化学的変化を加えること。
 - ② 再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおりに再梱包した場合を除きます。
 - ③ 設置、点検または修理業務
 - ④ 記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え
 - ⑤ 記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の盗難、紛失または成分として使用すること。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると同様であるを問わず、被保険者が行う土地造成工事において、その土地造成工事のなされた土地上の建築物および土地工作物の財物の滅失、破損もしくは引損に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料算出の基礎）

- (1)普通保険約款第17条（保険料の算出）(4)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「売上高」は、保険契約締結時に把握可能な最大の会計年度^㉚における記名被保険者のすべての税引売上高の総額をいいます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、契約締結時に(1)に規定する「売上高」が存在しない場合には、記名被保

険者の事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額を「売上高」とします。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最大の会計年度
その会計年度の期首が1年間の場合は、期首1年間の経理年度に相当するものとします。

第5条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の算出）(1)および(3)、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および(3)ただし書、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)、第21条（保険料の返還—解約または清算の場合）(2)ならびに賠償責任保険特約第5条（保険料の算出）(1)および(3)の規定を適用しません。

第6条（総支払限度額）

当社がこの保険契約により、普通保険約款、特別約款、この特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定に従って支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額^㉛を限度とします。

(注) 保険証券に記載された保険証券総支払限度額
保険証券に記載された保険証券総支払限度額に相当しない場合には、特別約款に規定する損害に限り適用する保険証券特約の1事故支払限度額とします。

第7条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の規定に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

別表1 重症後遺障害

区分	認定基準
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ③ 神経系系の機能または精神に著しい障害を残し、常時介護を要するもの ④ 四肢運動機能の機能に著しい障害を残し、常時介護を要するもの ⑤ 両上肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の肘を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の肘を全廃したもの
第2級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の現定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系系の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 四肢運動機能の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ③ 神経系系の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 四肢運動機能の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）

別表2 治療等保険金の支払限度額（1回の事故につき被害者1名につき）

被害者の状況	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重症後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円
被害者が通院した場合	3万円

別表3 治療等保険金の支払限度額（1事故および保険期間中につき）

1事故・保険期間中支払保険金	1,000万円
----------------	---------

別表4 支払限度額

損害賠償請求事項	支払限度額
人格権侵害補償事項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（保険料の払込方法）(2)、第5条（保険責任のおよぶ範囲）、第7条（告知義務）(6)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)ならびに第22条（告知（保険契約締結前の事故））(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する治療費等」
- ② 第6条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事故に起因する治療費等」
- ③ 第6条（保険金を支払わない場合）①、②および④から⑥までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- ④ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①および同条(4)、第27条（保険金の支払）(1)および(2)ならびに第28条（付加）(1)の規定中「損害」とあるのは「治療費等」
- ⑤ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(4)①の規定中「被保険者に生じた損害」とあるのは「被保険者が負担する治療費等」
- ⑥ 第27条（保険金の支払）(注1)の規定中「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および(4)賠償責任補償条項（賠償費用）第4章被害者治療等補償契約第7条（治療等保険金の請求）(2)」

第9条（特別約款等の読み替え）

この補償条項については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「治療費等」と読み替えて適用します。

第5章 人格権侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険責任の範囲および免除）(1)に規定する保険期間中に、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口説、文書、図画、映像その他これらに関する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同様であるを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた引当行為^㉑に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に關して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間満了後になされ、その結果または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の権限により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注) 引当行為
過失が原因となる。

第3条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第6章 広告宣伝活動による権利侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、普通保険約款第3条（保険責任の範囲および免除）(1)に規定する保険期間中に、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。
- (2)(1)にいう広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことと起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。
 - ① 名誉毀損またはプライバシーの侵害

- ② 著作権、表現または肖像の侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同様であるを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事実と反することを知りながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
 - ② 商標、商号、営業上の表示等の侵害^㉑によって生じた賠償責任
 - ③ 宣伝活動の誤りによって生じた賠償責任
 - ④ 被保険者の業務が侵害、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- (注) 営業上の表示等の侵害
被保険者は権利を侵害しません。

第3条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第7章 使用不能損害拡張補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、普通保険約款第3条（保険責任の範囲および免除）(1)に規定する保険期間中に、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物^㉑を滅失、破壊もしくは汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。
- (2)この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 財物
財産的価値を有する有体物をいいます。
- ② 財物を使用不能にする
その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをい、収益を減少させることを含みます。

(注) 他人の財物
被保険者の所有、管理または管理する財物を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると同様であるを問わず、次のいずれかに該当するものを使用不能にした^㉑ことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」
- ② 特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または仕事の目的物

(注) 使用不能にした
滅失、破壊もしくは汚損したことによって使用不能にした場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると同様であるを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行怠慢その他の債務不履行に起因して発生した契約使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1)当社は、直接であると同様であるを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 生産物または仕事の結果が所期の機能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にした^{㉑1}ことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた断続的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として機能または性能が発揮されなかったことに起因する場合を除きます。
 - ② 生産物または仕事の結果が欠陥、原料材料または部品等として使用された^{㉑2}財物を使用不能にした^{㉑1}ことに起因する賠償責任
 - ③ 生産物が製造機械等^{㉑3}もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等^{㉑3}の腐蝕、修理、調整等である場合に、製造機械等^{㉑3}により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にした^{㉑1}ことに起因する賠償責任
- (2)(1)の規定のほか、この補償条項については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険金を支払わない損害の規定中、「滅失、破壊もしくは汚損」とあるのを、「滅失、破壊、汚損または使用不能」と読み替えて適用します。

(注1) 使用不能にした
滅失、破壊もしくは汚損したことによって使用不能にした場合を含みます。

(注2) 生産物または仕事の結果が欠陥、原料材料または部品等として使用された
生産物または仕事の結果が、特定の目的を達成するために製造または調整された場合であって、その目的のために使用されたときを含みます。

(注3) 製造機械等
工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等、財物を製造する機械をいいます。

第5条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第8章 生産物自体の損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体^{㉑1}または事故原因生産物^{㉑2}以外の財物の滅失、破壊もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物^{㉑2}自体の滅失、破壊もしくは汚損によって事故原因生産物^{㉑2}について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

(注1) 身体^{㉑1}の損害
傷害および疾病をい、これらに起因する治療費および費用を含みます。

(注2) 事故原因生産物^{㉑2}
事故の原因となった特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または仕事の目的物に該当する仕事の目的物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同様であるを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を滅失、破壊もしくは汚損した場合には、第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

- ① 仕事の目的物の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物
- ② 生産物の欠陥、原料材料または部品等として使用された^{㉑1}財物
- ③ 生産物^{㉑2}を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物

(注1) 生産物の欠陥、原料材料または部品等として使用された
生産物が、特定の目的を達成するために製造または調整された場合であって、その目的のために使用されたときを含みます。

(注2) 生産物^{㉑2}
生産物が製造または財物の一部を構成している場合にはその財物全体を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

当社がこの補償条項により保険金を支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金の額は、事故原因生産物^{㉑2}を被害を受ける直前の状態に回復するまでに要する修理費用のみとし、事故原因生産物^{㉑2}が事故の生じた場所および時期に、被害を受けていないはずは有するであろう価値を超えないものとします。

(注) 事故原因生産物^{㉑2}
事故の原因となった特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または仕事の目的物に該当する仕事の目的物をいいます。

第4条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第9章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因する普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が、普通保険約款第3条（保険責任の範囲および免除）(1)に規定する保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承擔する初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、初期対応費用保険金を支払います。
 - ① 事故現場の保身に要する費用
 - ② 事故現場の取片付けに要する費用
 - ③ 事故対応または対応を準備するために要した費用
 - ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通食費等の費用
 - ⑤ 特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、特別約款第2章第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第2章第8条（保険金を支払わない場合—そ

- の4）に規定する損害が発生した場合を除きます。
- (2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^㉑であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限りま。
- (注) 被保険者が実際に支出した費用
過剰する費用に限りま。

第2条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う初期対応費用保険金の額は、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「初期対応費用」と読み替えて適用します。

第10章 訴訟対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき損害に、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する当社が承擔する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（訴訟対応費用）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用とは、被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に關連して支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。
 - ① 被保険者の使用人の訴訟対応手当、交通費、宿泊費または宿泊費用
 - ② 訴訟に關する必要文書作成にかかる費用
 - ③ 被保険者または外部の訴訟援助事故を再発するための実施に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した費用を除く。事故後の製品回収等を目的とする実施費用を含みません。
- (2)(1)に規定する訴訟対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^㉑であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限りま。
- (注) 被保険者が実際に支出した費用
過剰する費用に限りま。

第3条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う訴訟対応費用保険金の額は、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「訴訟対応費用」と読み替えて適用します。

第11章 ブランドイメージ回復費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）および第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生し、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に従い保険金を支払う場合において、ブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置（以下「措置」といいます。）を講じるために、被保険者が当社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。
- (2)(1)に規定する「ブランドイメージ回復費用」とは、次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を含みません。
 - ① 事故によって失った被保険者の利益、仕事または生産物の価値を回復させるための広告宣伝活動等（以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を決定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた利益、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告の費用に限るものとします。
 - ② 被保険者が他人の身体^{㉑1}について法律上の損害賠償責任を負担する場合には、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた利益、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当社が(2)に規定するブランドイメージ回復費用に対して保険金を支払うときは、身体^{㉑1}の被害を受けた者がその身体^{㉑1}の被害^{㉑2}を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を起めて180日以内に、入院し、重症後遺症を被り、または死んだ場合に限ります。

(注) 身体障害

傷を負った状態をい、これらに該当する被害者は見込みを多めます。

第2条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 入院
自宅等での治療^(注1)が困難なため、病院または診療所に入り、常ニ医師の管理下において治療^(注2)に専念することを含みます。
- ② 後遺障害
治療^(注1)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない可能性の重大な事態に至ったものまたは身体の一部の欠損を含みます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的診断^(注3)のないものを除きます。
- ③ 重症後遺障害
後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。
- (注1) 治療
医師の指示が適切である場合は、被害者の同意も必要です。以下同様とします。)が治療であると認め、医師が行う治療を含みます。
- (注2) 医学的診断
医師の診断、検査の結果、診断書、診断書等により認められる異常状態をいいます。

第3条（支払限度額）

- (1)当社は、この補償条項により支払うべきブランドイメージ回復費用補償金の額は、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社は、この補償条項により支払うべきブランドイメージ回復費用補償金の額は、1事故につき、別表5に記載の補償小支払割合を乗じて得た額についてのみ保険金を支払います。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「賠償責任者」または「賠償責任」とあるのを「ブランドイメージ回復費用」と読み替えて適用します。

第1.2章 不良完成品損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第2章第7条（保険金を支払わない場合—その3）の規定にかかわらず、被保険者が、完成品の滅失、破損もしくは引損によって被る損害（以下「不良完成品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)に規定する損害賠償金のうち、不良完成品損害によって被保険者が支払うべき損害賠償金に關しては、直後の即日費用に限り保険金を支払ひ、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^(注)については、保険金を支払いません。
- (注) 財物の使用不能に起因する損害賠償金
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を指します。

第2条（用語の定義）

- この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
- ① 生産物自体
特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物
- ② 完成品
生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された^(注)財物
- (注) 生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された
生産物が、特定の製品の製造に用いられることを目的として製造または加工された場合において、その目的のために使用されたものを指します。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれにも該当する場合は、保険金を支払いません。
- ① 完成品を滅失、破損もしくは引損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である。
- ② 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損もしくは引損していない状態となる。

第4条（費用の範囲）

当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑬の費用については、第1条（保険金を支払う場合）により当社が保険金を支払うべき直後の即日費用に係る損害賠償金の、財物の滅失、破損もしくは引損によって被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金に対する割合によって、保険金を支払います。

第5条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。

- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第1.3章 不良製造品損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、特別約款第2章第8条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物が製造過程等もしくはその製造である場合、製造品・加工品が滅失、破損もしくは引損したことにより被保険者が被る損害（以下「不良製造品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)に規定する損害賠償金のうち、不良製造品損害によって被保険者が支払うべき損害賠償金に關しては、直後の即日費用に限り保険金を支払ひ、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^(注)については、保険金を支払いません。
- (注) 財物の使用不能に起因する損害賠償金
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を指します。

第2条（用語の定義）

- この補償条項において、次の用語の定義は、それぞれ次の定義によります。
- ① 製造過程等
他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいひ、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
- ② 製造品・加工品
①の製造過程等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

第3条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。
- (2)当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。
- (3)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第1.4章 基本条項

第1条（被保険者の範囲）

- (1)この保険契約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任能力者を含みません。
- ① 保険証券に記載された被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
- ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関、ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- ③ 記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員、ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- ④ 記名被保険者の使用人、ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- (2)特別約款第1章第1条（保険金を支払う場合）②に定める損害については、(1)に定める被保険者の他、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者のすべての下請人、ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- ② この保険契約において対象とする仕事の発注者^(注1)
- (3)特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）①に定める損害については、(1)に定める被保険者の他、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者の下請の企業者^(注2)。ただし、記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される材料、資材、装置その他部品等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- ② 記名被保険者の生産物について、販売業務を遂行する者（以下「販売業者」といいます。）。ただし、記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- (4)特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）②に定める損害については、(1)に定める被保険者の他、記名被保険者のすべての下請人を被保険者とします。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
- (5)当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定は、賠償責任保険約款第2条（被保険者相互の関係）にかかわらず、それぞれ被保険者に対して、別段これらを適用し、被保険者相互にそれぞれを第三者とみなします。
- (注1) 発注者
発注等の発注者を含み、下請者としての役割を多めます。
- (注2) 下請の企業者
記名被保険者に対して材料、材料、部品等が入ったものを含みます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると同様であると思われる、賠償業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因して、賠償業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金

を支払いません。

- ① 生産物に物理的変化または化学的変化を加えること。
- ② 再包装または再梱包。ただし、検査、実物提示、試験または記名被保険者の指示による取引の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおりに再梱包した場合を除きます。
- ③ 設置、点検または修理業務
- ④ 記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベリングの張り替え
- ⑤ 記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用するること

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1)当社は、直接であると同様であると思われる、被保険者が行う土地造成工事において、その土地造成工事のなされた土地上の建築物および土地工作物の財物の滅失、破損もしくは引損に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、被保険者の下請人またはその使用人が被保険者の業務^(注)に従事中に被った身体の傷害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する損害賠償責任のほか、工事に従事中の被保険者の使用人の身体の傷害につき、その使用人の使用者たる被保険者以外の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。
- (注) 業務
下請業務を含みます。

第4条（保険料算出の基礎）

- (1)普通保険約款第17条（保険料の算出）(4)および賠償責任保険約款第5条（保険料の算出）(2)①の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「完成工事高・売上高」は、保険証券締結時に把握可能な最近の会計年度^(注)における記名被保険者のすべての税込完成工事高・売上高の総額をいいます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、保険証券締結時に(1)に規定する「完成工事高・売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年度のすべての完成工事高・売上高の総額を「完成工事高・売上高」とします。
- (注) 保険証券締結時に把握可能な最近の会計年度
その会計年度の最初の1年度のみ。場合は、最初の会計年度で最初のものとします。

第5条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の算出）(1)および3、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および3ただし書、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)、第21条（保険料の返還—解除または解除の場合）(2)ならびに賠償責任保険約款第5条（保険料の算出）(1)および3の規定を適用しません。

第6条（総支払限度額）

- 当社はこの保険契約により、普通保険約款、特別約款、この保険およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定に従って支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額^(注)を限度とします。
- (注) 保険証券に記載された保険証券総支払限度額
保険証券に記載された保険証券総支払限度額に、特別約款に規定する賠償金として定める保険証券記載の1事故支払限度額とします。

第7条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（賠償責任請求者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 重症後遺障害

区分	重症後遺障害の内容
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常ニ介護を要するもの ④ 四肢が機能喪失の程度に著しい障害を残し、常ニ介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を用を全失したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢を用を全失したもの
第2級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国矯正視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 四肢が機能喪失の程度に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手肘関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの

② 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労働に就することができないもの ④ 四肢が機能喪失の程度に著しい障害を残し、終身労働に就することができないものの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指が指関節部、その他の手指が近位指関節部以上を失ったものをいいます。）	
--	--

別表2 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故につき被害者1名について）

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重症後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円
被害者が入院した場合	3万円

別表3 治療費等保険金の支払限度額（1事故および保険期間中について）

1事故・保険期間中支払限度額	1,000万円
----------------	---------

別表4 支払限度額

補償条項	支払限度額
人格権侵害損害補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
広告宣伝活動による権利侵害損害補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
使用不能損害拡張補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
生産物自体の損害補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
初期段階の費用補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
訴訟段階の費用補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
ブランドイメージ回復費用補償条項	1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
不良完成品損害補償条項	1事故および保険期間中につき1億円もしくは、保険証券記載の特別約款の支払限度額のいずれか低い額とします。
不良製造品損害補償条項	1事故および保険期間中につき1億円もしくは、保険証券記載の特別約款の支払限度額のいずれか低い額とします。

別表5 ブランドイメージ回復費用保険金の補小支払割合

補小支払割合	90%
--------	-----

受託物損壊補償特約（商工団体契約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が、管理または使用する受託物が滅失、破損もしくは引損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。

第2条（受託物の範囲）

この特約において規定する受託物とは、企業組合総会特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章第7条（管理財物の範囲）①から④までに規定する財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを含まません。

ア、土地およびその定着物^(注)

イ、動物・植物等の生物

ウ、総合賠償責任補償特約第8章第4条財物損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）に定める「受託品」

(注) 定置物

埋地、立木等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同接であるを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が滅失、破損、汚損、紛失、もしくは盗取されたことに起因する損害
- 受託物の性質、用途またはおぼしめ合いもしくは虫食いに起因する損害
- 腐蝕、腐、鼠、窓、通風筒等からはいり雨または雪等に起因する損害
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、破損もしくは汚損に起因する損害
- 受託物の自滅り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質^(注1)に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による燃れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫^(注2)内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の滅失、破損もしくは汚損に起因する損害
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が滅失、破損もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害

(注1) 受託物本来の性質

自然物または自然現象を含みます。

(注2) 冷蔵倉庫または冷凍倉庫

10℃以下の温度で受託物を保管する倉庫をいいます。

第4条（損害賠償金の範囲）

- 当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金の額は、被害受託物が、損害の生じた地および時期において、もし損害を受けていなければ有するであろう価値を超えないものとします。
 - 当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金には、直接であると同接であるを問わず、被保険者が受託物の使用不能に起因する損害賠償責任^(注)を負担することによって被る損害の額を含めません。
- (注) 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任
破損もしくは盗取の賠償を含みます。

第5条（支払限度額）

- 当社が、この特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計について、1回の事故および保険期間中につき、別表1に記載する金額を限度とします。
- (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特約条款の支払限度額に含まれるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特約条款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1事故および保険期間中につき、100万円とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。

受託物損壊補償特約（商工団体契約建設業用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が、管理または使用する受託物の滅失、破損もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。

第2条（受託物の範囲）

この特約において規定する受託物とは、企業総合賠償特約条款（以下「特約条款」といいます。）第1章第7条（管理財物の範囲）①から④までに規定する財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを含みません。
ア、土地およびその定着物^(注)
イ、動物・植物等の生物
ウ、借用・支給財物並に毀損補償特約第2条（用語の定義）に規定する借入財物および支給財物

(注) 定置物
埋地、立木等を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同接であるを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金

を支払いません。

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が滅失、破損、汚損、紛失、もしくは盗取されたことに起因する損害
- 受託物の性質、用途またはおぼしめ合いもしくは虫食いに起因する損害
- 腐蝕、腐、鼠、窓、通風筒等からはいり雨または雪等に起因する損害
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、破損もしくは汚損に起因する損害
- 受託物の自滅り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質^(注1)に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による燃れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫^(注2)内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の滅失、破損もしくは汚損に起因する損害
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が滅失、破損もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害

(注1) 受託物本来の性質

自然物または自然現象を含みます。

(注2) 冷蔵倉庫または冷凍倉庫

10℃以下の温度で受託物を保管する倉庫をいいます。

第4条（損害賠償金の範囲）

- 当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金の額は、被害受託物が、損害の生じた地および時期において、もし損害を受けていなければ有するであろう価値を超えないものとします。
 - 当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金には、直接であると同接であるを問わず、被保険者が受託物の使用不能に起因する損害賠償責任^(注)を負担することによって被る損害の額を含めません。
- (注) 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任
破損もしくは盗取の賠償を含みます。

第5条（支払限度額）

- 当社が、この特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計について、1回の事故および保険期間中につき、別表1に記載する金額を限度とします。
- (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特約条款の支払限度額に含まれるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特約条款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1事故および保険期間中につき、100万円とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。

借用・支給財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、別表1に規定する仕事の遂行のために、借入財物もしくは支給財物を滅失、破損もしくは汚損したことに起因して、被保険者が借入財物もしくは支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の適用は、それぞれ次の定義によります。

- 借入財物
別表1に規定する仕事の遂行のために、作業場内および保険証券記載の施設内において使用または管理する企業総合賠償特約条款（以下「特約条款」といいます。）第1章第7条（管理財物の範囲）①に規定する財物をいい、別表1に規定する仕事の遂行のために被保険者がリース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物^(注)を含みます。
- 支給財物
別表1に規定する仕事の遂行のために、被保険者に支給された特約条款第1章第7条（管理財物の範囲）②に規定する財物をいいます。
- 借入財物損害
借入財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。
- 支給財物損害
支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。
- 作業場
主たる仕事または仕事を行っている場所であって多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。

(注) リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物

自動車を含みます。

第3条（支払限度額）

- 当社が、借入財物損害または支給財物損害に対して支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、借入財物または支給財物が被害を受ける箇所の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、借入財物または支給財物が事故の生じた地および時期において、もし損害を受けていなければ有するであろう価値を超えないものとします。
 - 当社は、いかなる場合も、借入財物または支給財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
 - 当社が、借入財物損害または支給財物損害について1回の事故について支払うべき保険金の額は、別表2に記載の額を限度とします。
 - (1)③に規定する限度額は、保険証券に記載された特約条款の支払限度額に含まれるものとします。
- (注) 借入財物または支給財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任
借入財物の滅失、破損に起因する損害賠償責任を含みます。

第4条（免責金額）

借入財物損害または支給財物損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表3に記載の免責金額を適用します。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同接であるを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する借入財物損害または支給財物損害に対しては、保険金を支払いません。

- 発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の滅失、破損もしくは汚損
- 他の原状に組み込まれた後に発見された支給財物の滅失、破損もしくは汚損
- 借入財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借入財物の滅失、破損もしくは汚損
- 借入財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借入財物の滅失、破損もしくは汚損
- 電気的または機械的な原因により生じた借入財物の滅失、破損もしくは汚損
- 腐などの外観上の損傷こととなり、借入財物の機能に支障のない滅失、破損もしくは汚損
- 借入財物の燃焼油・燃料等の燃焼材料、電線等の消耗品、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗品に準じた滅失、破損もしくは汚損
- 被保険者の使用人、代理人もしくは当該使用人が所有しまたは私用に供する借入財物または支給財物の滅失、破損もしくは汚損
- 借入財物または支給財物の自然の消耗または性質による燃れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはおぼしめ合いもしくは虫食い
- 借入財物または支給財物の自滅り、原因不明の数量不足または自然物火もしくは自然燃発

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特約条款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 仕事

- 造営工事（基礎造営工事を含む）
造営工事（基礎造営工事を含む）、舗装工事、軌道工事、鉄道工事、構りよう工事およびこれらに類似の工事
- 建築工事
建築物建設工事、大工工事、建築物付属設備工事、建築物改修工事、建築物外装工事、建築物内装工事、鉄筋工事、煙突工事、やぐら工事、広告塔工事、伊工事、看板工事、建築一式工事、左官工事、石工事、舗装工事、タイル・れんが・ブロック工事、構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装土工事およびこれらに類似の工事
- 建築設備工事
電気設備工事、電気通信工事、給排水・給排水工事、衛生設備工事、消防設備工事、冷暖房設備工事、換気設備工事、塗装工事、機械器具設置工事、送配電線工事、電気工事、熱源機工事、建具工事およびこれらに類似の工事
- 管工事、地下工事
地下鉄工事、地下街工事、地下道工事、地下駐車場工事、地下水路工事（上下水道工事を含む）、地下埋設物工事、ガス管工事、さく井工事、管工事、水道施設工事、汚水施設工事およびこれらに類似の工事
- 土地造成、土工工事
土地造成・しゃんせつ・干拓・埋戻・盛土工事、港道路・えん堤・運河・水路・貯水池・沈砂池・プール工事、河川（治水）・護岸・水門・砂防・防波堤・ダム工事、造堤工事、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事およびこれらに類似の工事
- 移動・解体・取壊工事
工作物の移動・解体・取り外し・撤去・破壊工事およびこれらに類似の工事
- その他の業務
清掃業務、造園業務、除雪・芝刈業務、殺虫殺そ業務、撮影・取替業務、除雪業務、騒音測量業務、出張修理業務、森林伐採業務

別表2 支払限度額

借入財物損害と支給財物損害の合算額に対して、1事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表3 免責金額

借入財物損害と支給財物損害の合算額に対して、5万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

借用イベント施設損壊補償特約（商工団体契約用）

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、保険証券記載の被保険者（この特約において、以下「被保険者」といいます。）が保険証券記載の仕事の遂行のために行うイベント等^(注)のために日本国内において他人から賃借する建物（以下「借用イベント施設」といいます。）が不測かつ突発的な事故により、滅失、破損もしくは汚損したことにより、借用イベント施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「借用イベント施設損害」といいます。）に対して、この特約に従って保険金を支払います。
- 当社は、借用イベント施設損害については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合）③の規定を適用しません。
- イベント等
研習、講義、展示、コンサート、スポーツ大会等の各種行事を含みます。

第2条（支払保険金）

- 当社が、借用イベント施設損害に対して支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、1事故について、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥に規定する費用を限度、借用イベント施設損害の発生別表2に記載された借用イベント施設損害にかかる免責金額を超える場合に取り、その超過額のみを、別表1に記載された借用イベント施設損害にかかる支払限度額を限度として保険金を支払います。
- 当社は、借用イベント施設効のいずれかに該当する事故により滅失、破損もしくは汚損した場合は、借用イベント施設損害について、免責金額をいふものとみなして(1)の規定を適用します。
 - 火災
 - 破綻または爆発^(注1)
 - 給排水設備^(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水漏れ
- (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特約条款の支払限度額に含まれるものとします。

(注1) 破綻または爆発

燃料や可燃物の燃焼を伴う爆発またはその現象を含みます。

(注2) 給排水設備

スプリンクラー設備・トイレを含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、普通保険約款および特約条款に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると同接であるを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- 借用イベント施設の修繕、改修、取壊し等の工事
 - 借用イベント施設の滅失またはおぼしめ合いもしくは虫食い
 - 借用イベント施設の日常の使用に伴う腐蝕、消耗、劣化または汚損
 - 借用イベント施設の自然の消耗
 - 借用イベント施設の性質による燃れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、腐敗、その他これらに類似の事由
 - 被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された滅失、破損もしくは汚損

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特約条款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

1事故および保険期間中につき1,000万円とします。

別表2 免責金額

1事故につき10万円とします。

地盤崩壊危険補償特約（商工団体契約用）

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、企業総合賠償特約条款（以下「特約条款」といいます。）第1章第6条（保険金を支払わない場合—その5）①および②の規定にかかわらず、被保険者が行う同条に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・陥没・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因して、土地、土地

の工作物^㉑もしくは植物の滅失、破損もしくは汚損し、または動物の死傷（以下「**財物の損傷**」といいます。）したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2)当社は、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(3)土地の工作物

基礎、柱脚部及び地盤を含みます。

第2条（支払保険金）

(1)当社が次の特約により支払う保険金の範囲は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する償還賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき償還に相当する金額を限度とします。

(2)当社が次の特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。

(3)(1)に規定する「1事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故^㉑をいいます。

(4)(1)に規定する賠償限度は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとして、(3)同一の原因が生じた一連の事故

発生時または発生時から算出される場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1—）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による倒壊または建物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任
- ② 被保険者が仕掛工事における災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ④ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損傷にかかる賠償責任
- ⑤ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損傷にかかる賠償責任
- ⑥ 被保険者と発注者を同じくする他の事業者^㉑が工事中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任

(3)他の事業者

その業務の共同事業者を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2—）

当社は、理由がわからない場合でも、被保険者が支出した次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 振込入金にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表

1事故および保険期間中について、1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。

食中毒・特定感染症利益補償特約（商工団体契約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事故（以下「**事故**」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の仕事（以下「**営業**」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「**施設**」といいます。）における食物中毒（以下「**食中毒**」といいます。）の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食中毒発生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限り、ます。
- ② 施設における感染症の予防及び治療の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義）に規定する次のいずれかに該当する感染症（政府により指定することが主務官庁から公表されているものを含みます。以下「**特定感染症**」といいます。）の発生
ア、一類感染症
イ、二類感染症
ウ、三類感染症
エ、指定感染症
オ、新感染症
- ③ 施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いのある場合における保健所その他の行政機関による施設での消毒その他の処置

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同様であると考えず、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^㉑の故意または重大な過失
- ② 被保険者^㉑の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、内乱反乱その他これらに類する事象、暴動または騒擾^㉑もしくは労働争議中の暴力行為、放火行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 船舶または浮遊物の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その親族、取締役またはその職務を執行するその他の取締役をいいます。

(注2) 被保険者

被保険者が法人である場合は、その親族、取締役またはその職務を執行するその他の取締役をいいます。

(注3) 騒擾

騒擾とは警察の権限の範囲を超えて、数回もしくはこれに等する規模からそれ以上の範囲で大規模な騒動がもたらす被害を生ずる状態をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 営業収益
「売上高」によっておめる営業上の収益をいいます。
- ② 経常費
事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
- ③ 営業利益
営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
- ④ 営業費用
売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
- ⑤ 喪失利益
事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故が発生しなかったならば補填することができた営業利益の額をいいます。
- ⑥ 補償期間
保険金支払の対象となる期間をいい、特別の規定がない限り、第1条（保険金を支払う場合）①もしくは②のいずれかの発出または③の処置の行われた時から始まり、その事故の営業に対する影響が解消した状態に営業収益が復した時または営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も3か月を超えないものとします。
- ⑦ 標準営業収益
事故発生直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。
- ⑧ 収益減少額
標準営業収益から、補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
- ⑨ 収益減少防止費用
標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち必要とする費用を超える額をいいます。
- ⑩ 利益率
直近の会計年度（1年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。

利益率 = $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$

ただし、保険期間中に営業損失^㉑が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。

利益率 = $\frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$

(注) 営業損失
営業費から営業収益を差し引いた額が正であることいいます。

第4条（支払限度額）

当社が保険金を支払うべき損失の額は、次の規定に従って算出します。

- ① 喪失利益については、収益減少額と利益率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
- ② 収益減少防止費用については、その費用の支出によって減少を免れた営業収益と利益率を乗じて得られた額を限度とします。
- ③ この特約により当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故および保険期間中につき、別表に記載する金額を限度とします。
- ④ ③に規定する賠償限度は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとして、ます。

第5条（営業収益、利益率の調整）

(1)営業のすう勢の急激な変化により、事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益が標準営業収益と著しく異なる場合には、当社は、標準営業収益につき被保険者との協議による合理的な調整を行うものとします。

(2)営業のすう勢の変化率により、次の①または②の算式によって算出した割合が利益率と著しく異なる場合には、当社は、利益率につき被保険者との協議による合理的な調整を行うものとします。

- ① 事故の影響がなかったならば補償期間中に営業利益が生じたと見込まれる場合

事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる営業利益 + 事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる経常費

事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益

② 事故の影響がなかったならば補償期間中に営業損失が生じたと見込まれる場合

事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる経常費 - 事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる営業損失

事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益

第6条（事故の通知）

(1)保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①および②を遅滞なく当社に通知しなければなりません。

- ① 事故発生の日時および場所、事故の概況ならびに第1条（保険金を支払う場合）①の発出もしくは②の発生または③の処置の行われた日時
- ② 他の保険契約者^㉑の有無および内容^㉑

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 他の保険契約者

この特約に全額または一部について支払責任を負っている他の保険契約者は含めません。

(注2) 他の保険契約者の有無および内容

同じ他の保険契約者から保険金または賠償金の請求がなされた場合は、その事実を含みます。

第7条（損失防止義務）

- (1)保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2)当社は、第4条（支払限度額）②の規定による収益減少防止費用を除き、(1)の損失の発生および拡大の防止に要した費用を負担しません。
- (3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1)当社に対するこの特約の保険金請求権は、補償期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとして、ます。
- (2)被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)この特約の保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

請求に必要な書類または証拠は、保険金請求に必要な書類または証拠、請求書の提出と併せて提出する。

損失の発覚書

(3)この特約の保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1)他の保険契約等^㉑がある場合において、それぞれの支払責任額^㉑の合計額が損失の額^㉑以下のときは、当社は、この特約の支払責任額^㉑を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等^㉑がある場合において、それぞれの支払責任額^㉑の合計額が、損失の額^㉑を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

その特約の支払責任額^㉑と、他の保険契約等^㉑から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額

(注1) 他の保険契約等
この保険契約の金額または一部について支払責任を負っている他の保険契約者は含めません。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約者が含めずについて、他の保険契約者が含めず可能なものとして算出した支払べき営業利益または営業損失をいいます。

(注3) 喪失の額

それぞれの保険契約者が含めずについて算出されるべき損失の額をいいます。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（保険料の払込方法）(2)、第5条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）(6)、第8条（通知義務）(4)および⑤、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)ならびに第22条（この保険契約取消の事故）(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する損失」

- ② 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①、同条(4)および同条(4)①、第27条（保険金の支払）(1)および(2)ならびに第28条（付保）(1)の規定中「損害」とあるのは「損失」
- ③ 第27条（保険金の支払）(注1)の規定中「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)および⑤中略・特定感染症利益補償特約（商工団体契約用）第8条（保険金の請求）(2)」

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および⑤の特約の規定を準用します。

別表

1事故および保険期間中について、1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。

生産物危険補償対象外特約

当社は、企業組合特別約款第2章第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「**生産物**」といいます。）に起因して生じた事故による損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事^㉑（以下「**仕事**」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了^㉑または放棄の後、生じた事故による損害

(注1) 仕事

この特約において、随時に行なう業務を含みます。

(注2) 仕事の終了

仕事の目的が達成する場合を含めいいます。

商工団体契約用読み替え特約

第1章 補償内容の限定条項

第1条（補償内容の限定—使用不能損害拡張補償条項）

当社は、加入者正確のプラン名がベーシックまたはベーシック（建設業用）の場合には、総合賠償責任補償特約第7章使用不能損害拡張補償条項および総合賠償責任補償特約（建設業用）第7章使用不能損害拡張補償条項の規定を適用しません。

第2条（補償内容の限定—生産物自体の損害補償条項）

当社は、加入者正確のプラン名がベーシックまたはベーシック（建設業用）の場合には、総合賠償責任補償特約第9章生産物自体の損害補償条項および総合賠償責任補償特約（建設業用）第9章生産物自体の損害補償条項の規定を適用しません。

第3条（補償内容の限定—ブランドイメージ回復費用補償条項）

当社は、総合賠償責任補償特約第12章ブランドイメージ回復費用補償条項および総合賠償責任補償特約（建設業用）第11章ブランドイメージ回復費用補償条項の規定を適用しません。

第4条（補償内容の限定—国外流出生産物危険補償条項）

当社は、総合賠償責任補償特約第15章国外流出生産物危険補償条項の規定を適用しません。

第2章 支払限度額の変更条項

第1条（支払限度額の変更—総合賠償責任補償特約）

総合賠償責任補償特約第9章生産物自体の損害補償条項第4条（支払限度額）(1)の規定にかかわらず、当社が生産物自体の損害補償条項について支払う保険金の額は、別表1に記載する金額を限度とします。

第2条（支払限度額の変更—総合賠償責任補償特約（建設業用））

総合賠償責任補償特約第9章生産物自体の損害補償条項第4条(1)の規定にかかわらず、当社が生産物自体の損害補償条項について支払う保険金の額は、別表2に記載する金額を限度とします。

第3条（支払限度額の変更—借用・支給財物損壊補償特約）

借用支給財物損壊補償特約第3条（支払限度額）(3)の規定にかかわらず、当社が借用財物損害または支給財物損害について支払う保険金の額は、別表3に記載の額を限度とします。

第4条（支払限度額の変更—借用イベント施設損壊補償特約）

借用イベント施設損壊補償特約第2条（支払保険金）(1)の規定にかかわらず、当社が借用イベント施設損害について支払う保険金の額は、別表4に記載の額を限度とします。

別表1 総合賠償責任補償特約の支払限度額

補償条項	支払限度額
生産物自体の損害補償条項	1 事故および引続き期間中につき100万円とします。

別表2 総合賠償責任補償特約（建設業用）の支払限度額

補償条項	支払限度額
生産物自体の損害補償条項	1 事故および引続き期間中につき100万円とします。

別表3 借用・支給財物損壊補償特約の支払限度額

1 事故および引続き期間中につき100万円とします。

別表4 借用イベント施設損壊補償特約の支払限度額

1 事故および引続き期間中につき100万円とします。

第3章 追加基本条項

第1条（継続契約に関する過及危険損害の特則）

(1)この保険契約が損害賠償請求ベースの契約的継続契約である場合において、この保険契約と事故発生時契約との間に補償の範囲が異なる危険（以下「重複危険」といいます。）があるときは、当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にかかわらず、初年度契約の保険期間の開始日からこの保険契約の発効日までの間に重複危険に關して発生した次のいずれかに該当する事故（以下この条において「事故」といいます。）につき、この保険契約の保険期間中に発生させた損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「過及危険損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 他人の身体の障害 ^(注1)
- ② 財物の滅失、破損もしくは引損または紛失もしくは盗取

(2)本条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 一連の損害賠償請求
損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の事故または原因もしくは事由に起因して発生させたすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- ② 事故発生時契約
初年度契約もしくは以前の継続契約であり、事故の発生した日を保険期間と言ひ当該当社の保険契約をいいます。
- ③ 継続契約
補償の範囲が異なる当社との保険契約の保険期間の終了日 ^(注2)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
- ④ 初年度契約
以前の継続契約の保険期間の開始日を保険期間の終了日 ^(注2)とし、記名被保険者を同一とする以前の継続契約以外の保険契約をいいます。
- ⑤ 損害賠償請求ベース
保険期間中に被保険者に対して発生させた損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う契約方式をいいます。
- ⑥ 以前の継続契約
この保険契約と補償の範囲が異なる当社との保険契約の保険期間の終了日 ^(注2)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするこの保険契約以外の保険契約をいいます。

(3)当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する過及危険損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合 ^(注3)において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ② この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(4)本条に規定する過及危険損害においては、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのを「一連の損害賠償請求」
- ② 第4条（保険料の払込方法）(2)の規定中「保険料納収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「保険料納収までの間になされた損害賠償請求または保険料納収までの間に生じた事故による損害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故の発生前に」とあるのは「損害賠償請求の原因となる事由が生じる前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは、「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）(4)の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求または変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」
- ⑦ 第8条(5)の規定中「(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(1)の事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑨ 第15条(3)の規定中「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時に後に発生した事故による損害」とあるのは「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時に後に発生した時に後になされた損害賠償請求による損害」

なる事由が生じた時に後になされた損害賠償請求による損害」

⑩ 第22条（追加保険料納収前の事故）(1)の規定中「追加保険料納収までの間に生じた事故」とあるのは「追加保険料納収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料納収までの間に生じた損害賠償請求」

⑪ 第22条(2)の規定中「追加保険料納収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料納収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料納収までの間になされた損害賠償請求」

(注1) 身体障害

損害および原因をいひ、こちらに起因する損害等は除外とを定めます。

(注2) 保険期間の終了日

終了日に解除されていなければその解除日をもつす。

(注3) 被保険者に対する損害賠償がなされるおそれがある状況が被保険者が知っていた場合、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。